

写



年 月 日

安曇野市議会議長 宮下 明博 様

会派名日本共産党安曇野市議団

代表者氏名 木暮好子

経理責任者氏名 猪狩久美子

2014年度政務活動費収支報告書

安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により、2014年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収支決算

収入の部

(単位: 円)

項目	決算額	備考
政務活動費	270,000	@ 90,000 × 3
合計	270,000	

支出の部

項目	決算額	備考
研修費	144,100	他団体開催の研修会に参加
会議費	1,200	議会に向けて勉強会を行なった
広報費	68040	会派ニュース印刷費
合計	213,340	

2 収入支出差引残高 56,660 円

備考

- 備考欄には、主たる収入支出の内訳を記載すること。
- 政務活動実施状況(別紙)を添付すること。

## 別紙

## 政務活動実施状況

活動名	よくわかる市町村財政分析	
活動区分	①調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	財政分析を通して自治体の財政課題を探る	
活動の概要	日時	2014年5月11(日) 12(月)
	研修先・主催者等	会場 富士電機能力開発センター 東京都豊田市 主催 NPO法人多摩住民自治研究所
	報告内容・実施したこと。	別紙
	まとめ(感想・市政に活かせること等)	別紙

備考 政務活動等実施状況は活動ごとに作成し、領収書その他支出を証する書類を最後にまとめて添付すること。

## 報告書

2015年2月6日

日本共产党安曇野市議団 井出勝正

「財政基礎講座」(主催 NPO 法人多摩住民自治研究所)が平成 26 年5月 11・12 日(日・月)に東京都日野市富士電機能力開発センターで開催され、この講座に参加したので報告します。

○講座は二日間で延べ 10 時間。主に財政状況資料や決算カードなどを使って学習した。

○講師は主催団体の NPO 法人多摩住民自治研究所理事長「大和田一紘」先生でした。

第 1 講 地方財政を取り巻く財政情報の変化—初めて学ぶ人のために—(1 時間)

第 2 講 財政状況資料集の見方・読み方・使い方(1)(1 時間)

第 3 講 財政状況資料集の見方・読み方・使い方(2)

—類似団体比較カードを中心に—(2 時間)

第 4 講 市町村のふところは一歳入の仕組みを学ぶ—(1 時間 15 分)

第 5 講 市民の目から見た税金の使われ方—歳出の仕組み—(2 時間)

第 6 講 地方財政健全化法の見方(1 時間 15 分)

第 7 講と質疑応答 地域の成長戦略をみすえた地方財政の在り方を考える(2 時間)

以上の講義では大和田先生が、自著の「習うより慣れろの市町村財政分析—基礎からステップアップまで—」(2012 年増補版:発行自治体研究社)を使いながら、講義録「よくわかる市町村財政分析」に沿って、市町村財政を学ぶ意義、市町村財政の歴史、財政悪化の原因や危機の状況などを説明をされた。

講義と合わせて、自治体の財政が分かる資料(広報の予算決算や、予算説明書、決算概況、財政状況資料、財政健全化法に基づく総務省提出書類、財政状況類似団体比較カードなど 例示したものは資料の一部)を読み取り、用意された「分析用紙」(決算カードに基づき決算額の推移、歳入決算額の構成の推移、歳入の系統などを記入する 12 項目の分析表)の空欄に金額などの実数を入れて、自治体の財政を分析していく。

講義と実習で学んだことは、

- ① 財政を単年度だけでなく、「経年的」にみることが大切である。
  - ② 「類似団体比較カード」によって、類似した条件にある団体の財政運営の実態と所属自治体の財政実態を比較することで、所属自治体の財政運営の特徴をとらえ、所属自治体の可能性を知る手がかりになる。
  - ③ 決算カードからは、例えば「将来負担比率」は将来負担すべき実質的な負債の割合、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示し、債務負担行為の翌年度支出は闇借金やつけ払いといわれるものだなど、何々比率や何々金といわれるものの持つ意味。
  - ④ 歳入の仕組みでは、一般会計と特別会計を合わせてみる。自主財源と依存財源、それぞれの種別と自主財源の大切さ。地方交付税算定の仕組み、などの説明。
  - ⑤ 歳出の仕組みでは、歳出は自治体自身の管理的経営と住民の直接的サービスにかかる経費をみる。特に目的別歳出では土木費と、民生費と教育費との比較。補助費に注意。
  - ⑥ 平成の大合併による「合併算定替」の検証が大事。
  - ⑦ 今後の財政運営の課題は、土木投資型から、環境福祉教育財政への転換。などであった。
- 実際に電卓をたたき、資料から数字を読み空欄を埋める作業は財政理解に有益であった。

## 別紙

## 政務活動実施状況

活動名	子供・子育て支援新制度と自治体行政の課題	
活動区分	①調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	平成27年度から始まる新制度の仕組みと、どのような問題点があるのかを学ぶ。	
活動の概要	日時	2014年7月28日(月) 13:00~17:00
	研修先・主催者等	東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ 主催 保育研究所
報告内容・実施したこと。	<p>新制度の基本の原型は介護保険制度で、直接契約を基本とした仕組みだ。</p> <p>① 子ども・子育て支援給付には、・施設型給付 ・地域型保育給付 ・児童手当がある。</p> <p>② 地域子ども・子育て支援事業としては13事業がある。 利用手続きとして、認定制度の導入。</p> <p>直接契約の仕組みを導入しながら、すべての利用申し込みを市町村で受け付ける。</p> <p>保育料については国設定額を上限に市町村が独自に規定する。</p>	
まとめ(感想・市政に活かせること等)	<p>新制度では子どもを認定し、制度上利用者に公費を支給するが、実際は事業者に直接わたることになる。これは何を意味するのか？</p> <p>地域型保育給付では、資格者の基準が緩和されているが、果たしてこういったことでいいのか？</p> <p>幼稚園は現行のままの仕組みで残ってもいいということなら、何も複雑な制度にすることではなく、現行の保育所の基準や条件を改善していくことで、充実を図ればよいのではないか。</p> <p>保育を単にサービスの提供として捉えるだけでは大事なことを見失ってしまうと思った。</p>	

備考 政務活動等実施状況は活動ごとに作成し、領収書その他支出を証する書類を最後にまとめて添付すること。

## 別紙

## 政務活動実施状況

活動名	第20回議員の学校 総選挙の結果を踏まえ、統一地方選とこれからのプログラムに向き合う	
活動区分	①調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	別紙	
活動の概要	日時	2015年2月7(土)～8(日)
	研修先・主催者等	会場 富士電機能開発センター 東京都豊田市 主催 NPO法人多摩住民自治研究所
	報告内容・実施したこと。	別紙
	まとめ(感想・市政に活かせること等)	別紙

備考 政務活動等実施状況は活動ごとに作成し、領収書その他支出を証する書類を最後にまとめて添付すること。

## 報告書 第20回議員の学校に参加して

多摩

日本共産党安曇野市議団 井出勝正

第20回議員の学校は、主催NPO法人ま住民自治体研究所・日程2月7日(土)~8日(日)・場所東京都日野市富士電機能開発センターで行われた。テーマは「総選挙の結果を踏まえ、統一地方選とこれからのプログラムに向き合う—総選挙結果の真実／「地方創生」の光と影／新年度予算の形は／そして地方選の情勢—」で、①総選挙の結果をとらえ ②人口減少時代の自治体政策の展開 ③「アベノミクス路線」による国の財政政策の動向と新年度予算 ④「地方創生」政策と地方財政の展望などを明らかにしようとするものだった。

第一日目の講義は、「総選挙の結果、「創生論」から見える地方選と自治体の政策課題」という大きなテーマで、池上洋通先生が二コマの講義を行った。

### (1) 講義1 「総選挙の結果をどう見るか」

- ・2014年12月の総選挙には大義がなく、憲法上にも問題がある。憲法からの指摘は新鮮であった。
- ・民意はどこにあるか。小選挙区制が国民の政治参加の意欲を奪っており、民主主義の危機。投票率が50%を切っている県が8県(青森・宮城・富山・石川・徳島・愛媛・福岡・宮崎)も生まれている。投票に行かなかった理由に、仕事が忙しい・関心がない・自分一人が投票しなくても・レジャー・適当な候補がない・投票場へ行くのが面倒などがあり、仕事が忙しいは38.8%とこの10年で10%も上昇している。非正規労働者が増え、組合の組織率の低下に原因がある。
- ・海外の目 英誌「エコノミスト」は「4900万人が棄権、大義が見えなかつた総選挙、支持されてはいない勝利」として報道している。海外の論評にも鋭いものがあることを知った。
- ・地方選挙は、主体性・主権者性を抜きには地方政治は語れないと、民主主義の危機を意識し、民主主義に基づく政治を地方自治体から作っていく気概で、とりわけ戦後70年の意義をかみしめ、「平和」を意識した政策活動を呼びかけた。この点では、昨年暮れの天皇誕生日の談話「十五年戦争の歴史を学ぶこと」を引用され、いいものはいいと、各自治体の多くで採択されている核兵器禁止や平和都市宣言などの持つ意味、重要性にももっと目を向けることを指摘された。

### (2) 講義2 「地方創生論」の中の地方選と自治体の課題

- ・人口問題 ①世界人口の特徴は 20世紀に世界の人口は16億5000万人が61億2800万人と4.2倍。2015年1月推計では72億3000万人。アジア・アフリカには人口の75%。高所得国(ヨーロッパ・北米など)面積4割人口18%で富は世界の7割。世界の飢餓人口は8億500万人でその65%がアジア・アフリカ7か国に集中。最貧困コンゴ民主共和国の「国民一人あたりのGNI(国民総所得)」を1とすると、この7か国の中でもインドは5.7倍、中国は22.7倍であり、高所得国日本は184倍になる。ところが日本の特徴は、人口減少率が2.4%と最大で、高齢化率は38.8%(2050年推計)とトップ。  
②日本の人口の特徴は どこでも人口減(一律ではないほぼ横ばいのところから、山形のように30年間で35.6ポイントも減少するところも) 高齢化率は2040年に35.1%で全人口の3分の1を超える。43.8%の山形から最低の30.3%の沖縄まである。合計特殊出産率では女性一人の生涯出生率2.08で人口は同水準で循環するが、全国平均は1.39で、最高は沖縄の1.87、最低は東京の1.12。東京の人口増は、流入人口を中心である。人口循環のために、地方ががんばればというレベルではない。
- ・人口問題の政策の歴史的変遷 急増論・移民政策・産めよ増やせよ・貧困対応・過剰だから抑制・出生率は上昇する・1992年出生率157ショック 人口減少を政府は1970年代から認識、だが有効な手立てを打ってこなかった。一方で地域経済の軽視・破壊し、東京一極集中をしてきた。2100年人口4771万人はまさに日本社会・国家存亡の危機。※単純すぎないか、しかし、深刻な問題だと思った。

・希望は。日本創生会議は9000万人を提案している。そのためには地域に住民主体の産業や子育てシステムが必要。子どもを持ちたい数は2010年男女とも二人をわずかに超えているが、男性の未婚率は20.1%、女性も10.6%に上昇（1960年男性13%、女性19%だった）。障害は「貧困と格差」2009年の貧困世帯（生活保護水準同等世帯）は全国の総世帯の25%。女性の非正規は60%。

・地方はこれまで懸命に努力してきた。それを「地方創生」「人口減少→自治体消滅」論などというのはおかしい。人口増だけが地方自治体のプランではない。※なるほどと思った。

・日本国憲法に定める地方自治体の基本と政策活動 主権者の確定・国家の目的や理念・性格や権限

① 国民主権 ②恒久平和 ③基本的人権 ⑤民主主義社会の実現

・国 国民→中央政府←国会（立法）内閣（行政）裁判所（司法）

・地方自治体 A都道府県 議会=首長 B区市町村 議会=首長・日本国憲法第8章 地方自治

・最高裁判例 東都知事の下で公選制をやめ、区議会が首長を選出したとき買収事件裁判での判例。

「公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となって処理する政治形態を保障せんとする趣旨。事実上住民が経済的文化的密接な共同生活を営み、共同意識を持っているという社会的基盤が存在し、沿革的にも現実の行政でも、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権など地方自治の基本的権能を付与された地域団体であること必要とするもの」（1963年3月27日大法廷）※重要な判例だと思った。

・政治の民主化 国民主権 中央政府と地方自治体は対等平等、基本的人権の日常的具現化

・地方自治の目的 基本的人権の日常的具現化の保障するのが地方自治体、だから合併はあり得ない

・日本国憲法の掲げる基本的人権 前文から42項目（各条文に盛り込まれているもの 例、第3章25条だったら①生存権 健康権、文化権（環境権）②社会福祉、社会保障、公衆衛生の権利）

・基本的人権の保障のための財政出動規定 日本国憲法25条「生存権、国の生存権補償義務」と26条「教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償」（等しく教育を受ける権利、義務教育無償）

・財政出動規定 基本的生存権（憲法25条と26条が支え）→首長・議長の役割

○ところが今回の「地方創生」策はどうか 人口政策・地域産業の振興・過疎対策

その一方でTPP推進 「農協改革」で新自由主義・市場型経済で農林水産業の破壊 医療・社会保険制度の市場化 大企業や資本の地域支配 「やる気がないところは自業自得、滅びてもしょうがない」（残間里江子・総務省定住自立圏構想推進懇談会委員）

・地方自治体の数段化によるゆがみ そこに「地域創生」←主体的な提案

・まち・ひと・しごと創生法の問題 これまでの地方の努力を無視 住民は「受益者」

・維持可能な社会の基本原則 平和・環境資源・貧困や不公正の克服・民主主義・人権と文化多様性

・政策課題 子ども子育て政策の転換、介護医療総合法、教育委員会と道徳教育、農協・漁協改革、

・恒常的・積み上げ的な政策論議必要 科学的な地域理解（地域の調査活動、統計分析など）

○地方自治体が平和のためにできること

※地方自治の独立性と地域住民を主人公にした取り組みが、日本国憲法に保障された「基本的人権の日常的な保障の具現化」という指摘には驚いた。地方交付税はそのための財源保障であり、国のさじ加減で左右されるべきものではないと感じた。

・地方自治体に関わる仕事をしているものとして、もっと日本国憲法に精通しなければならないと感じた。

東北被災地の実践報告（5時半から6時半） 宮城から仙台市の元市議、福島の伊達市市議、岩手の一関市市議から、被災4年目を迎えてなお復興にほど遠い実態が報告された、今更ながらに未曾有の震災を実感した。特に

福島では復興に原発事故による放射能の問題があり、復興に困難を極めている。もし自分の自治体だったら想像することが必要だ。

第二日目の講義は、立命館大学の森裕之先生の「アベノミクス路線と国の財政政策、地方財政の課題」をテーマにした、やはり二コマの講義だった。

### (1) 第1講、「アベノミクス路線と国の財政政策、新年度予算」

- ・アベノミクスで円安・株高、物価上昇、実質賃金の低下、結果は、格差拡大 年収 1000 万超 186 万人 (+14 万人) 給与所得者の 4%、年収 200 万以下 1120 万人 (+30 万人) 給与所得者の 24.1% 大企業の内部留保は 285 兆円 中小企業は円安不況 株価 (2010 年 10229 円→2014 年 17451 円)
- ・日本型スタグフレーション (インフレと不況の共存状態) とみる。
- ・2014 年の国の予算の特徴 伸びたもの 社会保障費関係、防衛費関係、公共事業費関係
- ・2014 年の地方財政の特徴 一般歳出伸び給与関係縮減 地方税伸び交付税・臨財債減少、「地域の元気創造事業費」(0.35 兆円 行革努力分として道府県に 750 億円・市町村に 2250 億円 地域経済活性化分として道府県に 125 億円、市町村に 375 億円) 「国の補助事業」緊急防災・減災事業費 (0.5 兆円)
- ・「地域の元気創造事業費」の問題点 行革努力で人件費削減など 交付税で自治体間の競争を煽り、一層の行革を進める。地域活性化は「頑張る地方応援プログラム」に類似。
- ・2015 年度予算 国 これまでの範囲内 (社会保障も自然増を含めて 8300 億円とか義務的経費の人件費も) それで 2020 年には基礎的財政収支を黒字に。 ※消費税 10%でも無理と 2 月に宣伝開始している (井出)。
- ・算出には前年度額に 100 分の 90 を乗じた額。優先課題推進枠 (骨太方針や日本復興計画など) 要望基礎額に 100 分の 30 を乗じた額。特徴 総額 96 兆円は過去最大 社会保障 31 億円 (高齢化) 公共事業費 6 兆円 (3 年連続増) 防衛費 5 兆円 地方交付税は 15 兆円で減少 内訳は 2014 年と同じ
- ・公共事業抑制傾向にある 耐震化と老朽化対策にシフト しかし「国土強靭化に 5 年間 70 兆円」
- ・一方で福祉・教育予算削減 介護報酬 2.27% 引下げ 職員待遇 12000 円アップ 生活保護の住宅扶助・冬期加算は削減 義務 (公立小中学校) の教員 3000 人を削減
- ・国から地方財政への介入 歳出では「①歳出特別枠・②一般行政経費・③職員給与」を削れ、歳入では「使用料手数料を引き上げろ」と言っている。①はリーマンショック後の危機対応で支出されていた 1.2 兆円、削減し廃止の方向 地方交付税総額は「地方港税法定率分など十別枠加算 (①) + 交付税一般会計特例加算」②は 14 兆円あるのに 83% が内訳や積算のない「枠計上」不明な金 国が②を削減しているが地方では増えている、国と同じに削減すべき ③国技能労務職員 1983 年より採用せず民間委託 委託率 92% 地方も 70% 国並みにすれば 700 億円削減できるはず
- ・地方法人課税の偏在是正 東京一極集中の歯止めと財政力格差 (主に地方法人 2 税と地方消費税) の是正必要 不交付団体から交付団体へ安定財源の確保
- ・社会保障と税の一括改革 消費税引き上げ分はすべて社旗保障財源に充当。都市集中を地方に。
- ・骨太方針と地方財政 地域の活性化、サービスの効率化、公共施設の統廃合、都市機能の集積、財源確保へ集約とネットワーク化 (地方中枢拠点都市圏、定住自立圏) 地方交付税で地域経済活性化の財政需要を算定する「地域元気創造事業」頑張る地方を息長く支援 国土交通省が圧倒的に元気
- ・2015 年度地方創生関連予算要求 国土交通省 優先課題推進枠 1 兆 4000 億 (地方創生 7200 億) 総務省 政策的経費 4000 億 優先課題推進枠 435 億 元気創造プラン 47 億 地域拠点都市 15 億など
- ・2014 年補正 プレミアム商品券が目玉
- ・地方財政対策の合意 まち、ひと・しごと創生事業 (元気創造事業) 公共施設の最適化事業

- ・これらは「棄民化」政策だ。地域から公共施設をなくし都市部へ、中枢都市へ集める考え。
- ・まち、ひと・しごと創生事業 予算措置 これまで地方が考え実践してきたものを例示
- ・地方交付税法定率の見直し 所得税の引き下げ 法人税の引き下げ 賴出特別枠の振替に縮減（1.2兆円→0.85兆円）別枠加算の縮小（0.61兆円→0.23兆円）

#### ○まとめ

- ① 地方財政抑制による財政再建基調は強まっている。一般行政経費（単独事業）ターゲット。とくに社会保障の分野が狙われる。
- ② 「地方創生」へ重点をおく予算
- ③ 「地方創生」には、国土計画が連動
- ④ 国土計画の中心は、統治機構の在り方を含めた都市・地域改造におかれている。自治体財政もこれに引きずられていく。やがては「道州制」にもっていくもの。
- ⑤ 自治体財政における都市・地域改造の中心には公共施設（スクラップ方針）などの施策が位置付けられる。

※「地域創生」といいながら、地域のこれまでの努力を足蹴に、都市機能への集約化で周辺部をさらに切り捨てようとする考え方。しかもそのアイディアと努力によって交付税を加減するというのだからたまたまではない。地方自治体の本旨が損なわれ、地域がさらに崩壊していく危険がある。地域の崩壊は国土の荒廃、国の在り方にも影響してくるのではないかと感じた。財政を大きな視野から見ていく必要性も教えられた。地方で公共事業をパンパンやれば地域が潤う、ローカルアベノミクスを狙っているのだろうが、そんなにうまくいくものではないと思った。

#### （2）第2講、「地方創生」政策と地方財政の展望

- ・日本創成会議「消滅可能性都市」というなら、まずは「大阪市」という話から始まった。
- ・日本創成会議 2040年若年女性が5割を以下となる896自治体（全体の49.8%）中人口1万人未満の523自治体（全体の29.1%）が将来消滅するおそれが高い。だから若者に魅力ある地方拠点都市を新たな集積構造として構築し、そのために投資と施策を集中する考え。←経済財政諮問会議の考え方
- ・集約する。外れたところはどうするか、そんな考えはない。
- ・国土強靭化基本計画と連動被害の最小化・迅速な復旧復興・国の経済成長の一翼、東京の一極集中から脱却、社会資本の有効活用、民間資本の積極的活用 ※採算が合わなくなれば約束保護で撤退
- ・国土のグランドデザイン 時代認識 急激な人口減・少子化・異次元高齢化・インフラ老朽化・切迫する巨大災害、食糧・水・エネルギー、環境問題、ICTなど技術革新 人口半減2割は無人
- ・そこでコンパクトシティへの転換 小さな拠点5万を5千に 農村部も中心へ（周辺は棄民）
- I CT技術で遠隔診療医療、遠隔教育、商店も宅配、コンパクトな都市へ
- ・学校だって周辺自治体と連携し、高次都市連合（30万人）へ 普通交付税や特別交付税で優遇
- ・地方中核拠点都市 先行モデル 姫路市、倉敷市、つくば市など9市 長野県は長野と松本市該当
- ・周辺自治体 抜けられない 連携協定で縛り（2014年5月地方自治法改正で）
- ・周辺部のフルセットサービスの枠組みなくなる。それならさらに合併をとなる。
- ・都市再生特別措置法改正（2014年5月）立地適正化計画（市町村）土地利用計画の変更はここに
- ・地方創生が「アベノミクス第3の矢に」 計画づくり専門のコンサルに丸投げ1000万ぐらいで
- ・まち、ひと・しごと創生基本方針（2014年9月） 地方の成長と人口減少の克服 若者 東京一極集中に歯止め地域課題の解決 小さな拠点、地方中枢拠点都市圏、定住自立圏、高齢化単身化を受け止める「地域包括ケア」 どこでも同じ方策はとらない 自治体が主体 民間の創意工夫を活用する

- ・あらゆる制度（税制・地方交付税・社会保障）をこの方向に合わせる。自治体の連携・協働
- ・モデルや手がなく、合併しなかった反対した自治体の取り組みをモデルとして紹介している。
- ・公共施設などの総合管理計画（地方）インフラ長寿命化基本計画（国）のもと 補修とつぶし
- ・公共施設の管理責任、維持管理は地方自治体がすべきもの 残すべきものの厳選
- ・市町村合併の影響 合併特例債で新たな公共施設 過剰感が被合併自治体よりも多い 同じようなものがどうしてあるのか 国 更新費 2060 年度までに必要経費 190 兆円中 30 兆円は出せない（更新できないといつていい。全体の 19%）
- ・コンパクトシティの都市再生特別措置法の誘導区域内に補助 土地を変え住みにくくなる。
- ・社会资本の解体撤去 解体撤去 1 万 2 千件、解体費用 4000 億 伊南組合清掃センター 1 億 2 千万
- ・将来計画が進んでいる自治体には配分配慮、遅れているところにはペナルティでめりはりを
- ・相模原市の例 中心課題は小中学校 学区の再編 公共施設保全基金 統廃合から売却も
- ・さいたま市の例 ハコモノ三原則（新規整備だめ、複合施設、施設総量縮減、更新時は床面積縮小）インフラ三原則（現状維持、ライフサイクルコスト縮減、効率的に新たなニーズに対応 統廃合計画所管部局で検討、インフラは 2 か年で長寿命化、施設複合化ワークショップで積み上げ、資産活用課を立ち上げて公共施設マネジメントシステム構築
- ・秦野市の例 4 つの基本方針 新規公共施設は建設しない 建設の場合、同施設（面積）の更新しない 更新は優先順位をつけ大幅に圧縮 優先度の低い施設は統廃合・跡地は賃貸・売却 優先施設の費用に充てる 公共施設は一元的なマネジメントを行う
- ・最優先義務教育・子育て支援・行政事務スペース 優先は財政の裏付け、アンケート・客観的評価で行う。
- ・自治会長研修会で、公共施設の老朽化問題の学習を繰り返す
- ・市街化区域の公共施設の土地を社会福祉法人などに貸して、高齢者に便利な街づくりを進める
- ・旧村（合併前の）単位の学校はコミュニティの中心であり、統廃合しない
- ・国はハコモノを守ろうとするからダメである
- ・地方創生と社会サービス 政府 2015 年自治体経営の病院の統廃合に財政支援 改修建替費用の起債を 40% 上乗せ 公立病院ガイドライン（2015 年度から二次） 地域包括ケアシステム（2015～2017 年度）子ども子育て事業（幼保一体改革）など
- ・公共施設再編の視座 ①公共施設のマネジメント 人口変化や財政状況、行政効率から再編・運営  
② 地域住民の自治計画 使い手である地域住民の暮らしや経済活動から、維持可能な再編・運営
- ・これからの中公再編と地方自治 廃止建設には自治体の力量が問われる 住民自治の発揮（住民参加・責任、住民の納得、住民同士の融和） 地方行政・議会の専門家としての矜持 自治体のネットワーク化も積極的に摸索する 納得融和の例 阿智村と浪合・清内路村の合併 阿智村、中学校の新設時に呼びかけ、中学の統合を実現していくが、中学の校歌には浪合のことも入れた。合併する村の思いや文化を引き受けるもの。
- ・地方創生と「豊かな社会」 ヒエラルキー型「経済成長論」は破綻 脱停滞こそ地方創生の目的 市民参加、余暇活用、コミュニティ、公共施策を通じた豊かさを実感できる社会
- ・地域でのボランティアやコミュニティ・ビジネスなどを通じた地域自律システムの構築
- ・地域住民が「働く」（参加、仕事、教育など）ことを通じて、社会に内包され、一人ひとり（特に社会的弱者）が尊厳をもって生きていくことを目指す 地域にあちこちでの取り組みが、住民全体に元気と自尊心をもたらすことが期待される。

※地方創生の取り組みが上から目線で進められようとしている。これでは住民の暮らし、地域や集落のことは見えてこない。地域住民が下から進めていかないといけない。先生は、「この施設は利用が少ないので統廃合したい、しかし実際は月1回でも地域のお年寄りが集まり昼食を食べ集う、その地域には大切な施設だったということが地域に出かけた職員によって明らかになった」例を話された。こういうことは確かに机上ではわからないことだと思った。

※小さくても輝く自治体の先頭を走っている阿智村の実践には本当に頭が下がった。また秦野市のような大きな市（人口17万人）の公共施設についての考え方も教訓的だった。市街化地域の公共跡地などは売らずに社会福祉法人などに貸し、お年寄りが集まる場所の確保や必要な施設を構想するスペースとして確保しておくなど、これから自治体運営にも必要な視点だと思った。

## 2日目の午後の質疑討論

質問1、原発事故と復興予算の今後。憲法に深いわけは。

質問2、日本創成会議の増田レポートの真意は。危機感がない。でも意氣消沈しなくてもいい。地域力＝人材力＋資源力＋情報力でのりきれるなどというが。

質問3、姫路市の近郊の町。辺境地は切り捨てられる。小さな町が生き残っていく方策はあるのか。

答、放射能格差あり。消滅といつても被災地のことは言わない。国が意図的に切ろうとしているのではないか。中枢拠点都市などに誘導していくのではないか。上からでなく阿智村の例もある。地域集落には人がいる。支えあって知恵を出し合おう。韓国のソウル市で村づくりの大会があり、阿智村のことを紹介した。主権者が支配できる自治体こそ自治体の適正な規模。工業団地で進出してきても次ぐ次撤退でいいのか。原発被災地から目を離すなど發信し続けよう。

質問4、地域創生の戦略はコンサル依存にならないか、地域包括ケアシステムは中学校区単位、歩いて30分のところといわれるがコンパクトシティや小さな拠点に合うのか

答、計画を作らないと予算がつかない。総合計画も戦略も同じ。人口推計も国立人口研究所の推計一本で。コンサルを使うところが出るだろう。行政の職員が力をつけるべき。安いコンサル利用問題。地域包括ケアは1980年代に地域医療の考え方として出てきた。大切な考えだが、現実は問題。

質問5、合併しない町田が、議員報酬は日当制。そんな町でも定住自立圏、近くの市なのか。

質問6、震災復興資金の問題点。 質問7、地域活性化 質問8、子ども子育て・介護医療・教育道徳・農業農協問題など 質問9、ふるさと納税は。

答、国が合併を推し進めコンパクトシティといつても簡単なことではない。公共施設の統廃合計画はまだ時間があり住民の声おきいて進めるべき。ふるさと納税は税金の取り合いになる。また税金としておかしい制度だ。産業振興としての活用の道はある。本来給食費や修学旅行費は憲法の立場からすれば無償にすべきだ。復興人件費は積極的に使うべきだ。保育園、には園庭が必要。子どもの成長発達に欠かせない。したがってなんでも複合施設化には問題がある。小中一貫校はやるべきでない。環境や発達段階を考えるべきだ。バスに乗って1時間は大問題。歩いて通える、500メートルが基準だ。複合施設というが公民館は大人が学ぶところだ。それぞれが聖域として尊ばれることが大事だ。漁業も農業も企業・市場化するのはおかしい。協同組合に権力が介入するのではなく、自由に生き生きと活動できるようにこそするべきだ。日本のモノづくりの伝統的な技術はすごかつたが。これまで培われてきた文化、産業技術を取り戻すことの大切だ。

※なかなか質問し、討論に参加するところまでいかなかつたが、全国で頑張っている議員の皆さんや自治体問題研究者の声が聞けて良かった。

※自治体問題を財政からきちんと把握し研究することの大切さを今回も実感した。

以上

## 別紙

## 政務活動実施状況

活動名	第30回 市町村議会議員研修会	
活動区分	①調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	自治体の課題を各々の分野で考える	
活動の概要	日時	2015年2月9日 (月) 13:00~19:00 2月10日(火) 9:20~15:00
	研修先・主催者等	東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 主催 (株)自治体研究所
報告内容・実施したこと。	記念講演 「2015年度予算のポイントと地方創生・地方財政の課題」 森 裕之 第1講 「地域包括ケアシステム構築と自治体の課題」 太田 貞司 ナイター講座 「マイナンバー制度に関わる自治体の実務と課題」 白石 孝 第2講 「子ども・子育て支援新制度のチェックポイントと自治体の課題」 藤井 伸生 第3講 「国保都道府県単位化とるべき国民健康保険制度」 佐々木 滋	
まとめ(感想・市政に活かせること等)	別紙	

備考 政務活動等実施状況は活動ごとに作成し、領収書その他支出を証する書類を最後にまとめて添付すること。

記念講演 「2015年度予算のポイントと地方創生・地方財政の課題」  
森 裕之

地方自治体の歳出は変わらないのに、給与関係費の適正化（公務員給与が高い）と称して削減をしたり、歳出特別枠1,2兆円（リーマンショック後の政策支援）を景気回復してきているので削除するなど、交付税額を減らしていくべき、という財務省の考えがある。

国的一般行政経費（単独事業）が減少しているのに、地方的一般行政経費は増加しているので、国と同様の歳出削減を行うべきとした地方財政抑制による財政再建基調は強まっている。

「地方創生」への重点化ということでは2014年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」の発足があり、国による「長期ビジョン」（2060年まで）と「総合戦略」（5年単位で計画）が12月に公表された。

「まち・ひと・しごと創生基本方針」

- ・ 基本目標 地方の成長と人口減少の克服。
- ・ 基本的視点 若い世代の就労・結婚・子育て希望の実現。  
東京一極集中の歯止め。  
地域の特性に即した地域課題の解決。
- ・ 基本姿勢 全国どこでも同じ枠にはめる手法はとらない。  
税制・地方交付税・社会保障制度等あらゆる制度をこの方に合わせる。  
国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。
- ・ 長期ビジョン 人口問題の克服（人口減少の歯止め、「東京一極集中」の是正）、成長力の確保。
- ・ 「総合戦略」の主な関連施策
  - ① 「小さな拠点」の形成支援、② 都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成・「連携中枢都市圏」の形成・安定自立圏の形成促進、③ 大都市圏における安心な暮らしの確保、④ 既存ストックのマネジメント化。

「地方創生と地方財政」

「消滅可能性都市論」が言われて久しい。若年女性人口が2040年に5割以上減少する896自治体（全体の49.8%）うち人口1万未満が523自

治体について将来的に消滅する恐れが高い、という。日本創成会議では若者に魅力のある地方拠点都市を中核とした「新たな集積構造」の構築をし、選択と集中の考え方の上で投資と施策を集中することを提言している。(選択されない、集中されない都市はどうなる?)

第30次地方制度調査会(2013年6月)では、市町村が単独ですべての公共施設等を揃える「フルセットの行政」からの脱却と、市町村間および市町村・都道府県間における広域連携の提起をしている。

2014年5月には、地方自治法の改正(・連携協約・事務の代替執行)、都市再生特別措置法改正(・立地適正化計画・都市機能誘導区域・居住誘導区域)があった。

#### 「地方創生と公共施設の再編」

(財務省による) 公共施設等の管理責任の捉え方

- ・ 公共施設の管理は、管理者負担原則に基づき、管理者自身が負担すべきもの。
- ・ 地方公共団体が管理する公共施設の維持管理費用については、地方公共団体自身が負担するとの前提に立ち、残すべき公共施設を厳選すべきである。
- ・ 自らが管理する公共施設の規模等を見直した上で、維持管理費用の効率化や自主財源の確保により対応すべきである。

とあるが、

公共施設等の再編の2つの視座として

- ・ 公共施設のマネジメント 人口変化や財政状況の観点から、行政効率的な公共施設の再編・運営を進める。
- ・ 地域住民の自治計画 公共施設を使う主体である地域住民暮らしや経済活動の観点から、維持可能な地域社会の持続を見据えた再編・運営を進める。

この2つがあるが、これを統合しなければならない

#### これからの中公施設と地方自治

- ・ 公共施設の廃止は、建設とは比較にならないほどの自治体の力量が必要である。
- ・ 住民自治の発揮はかつてないほど重要な課題となる。「住民参加への責任」「住民の納得」「住民同士の融和」がキーワード。
- ・ 地方行政・議会は地方自治の専門家としてのきょう持が問われる。

- ・他の自治体とのネットワーク化も積極的に模索されるべきである。

#### 〈まとめ・感想〉

地方財政を抑制することによる、財政再建という方向が強まっていて、特に単独事業がターゲットになっていることが分かった。また地方財政政策は「地方創生」へ重点を置く傾向だ。大都市へ一極集中させ、合併を進めて、地方を疲弊させたのは誰か。そうしておいて今更地方創生とは？

こうした中で自治体として本来の役割をしっかりと自覚し、住民の生活を守るために仕事をして欲しい。と同時に住民も地域社会の一員として知恵を出し合って、自発的、自発的に地域活動に参加していくことが大切だと感じたが、地域のつながりが希薄になっている中でどうしていくか？

### 地域包括ケアシステム構築と自治体の課題

太田 貞司

2012年の介護保険見直しで「地域包括ケアシステム」の構築が推進されることになった。「地域包括ケアシステム」は社会保障費の「抑制」と「地域づくり」の二面性があり、2つを複眼的にみることが必要だ。

介護保険制度の仕組みはそもそも“個”（要介護者）に責任を持ち、“個”を支援する仕組みだ。2000年代後半から主任ケアマネが生まれ、地域に目が行くようになる。当初ケアマネは“個”に責任を持ち、介護事業者も“個”が相手で、制度上は地域に責任はなく、地域をケアするというより、“個”的なケアの仕組みから始まった。

この政策の背景には、① 急性期医療の医療改革の受け皿づくり、② 介護保険制度での介護サービスが定着したという認識を基に、地方自治体レベルでの長期ケアの再編、③ 社会保障費削減、制度の維持可能性、④ 新たな社会に向けた「まちづくり」の4つが複合的に結びついている。

「地域包括ケアシステム」構築の目的は、「基盤づくり」「まちづくり」だ。地域福祉へとどう展開するかが課題だが、具体的には4つを上げたい。

- ① 病院と地域の結びつきを強めること ② 地域の医療機関と介護サービスの結びつきを強めること ③ 専門機関や専門職と地域の民生委員、町会等との結びつきを強めること ④ 要介護者も家族介護者も“日常生活”を営むことができる仕組みを促進すること ⑤ 高齢者も障がい者も、誰もが住みよい街

### づくりを促進すること

今回の制度改正で「地域包括ケアシステム」は自治体が作っていく、責任は自治体の首長が持つことが明確になった。地域包括ケアシステム“元年”的持つ意味は重い。国は「戦略的」にこういう形にしたが、自治体は自治体の言い分がある。「金も権限もないのに何をやらせるのか」などと。

「地域包括ケアシステム」を住民の立場で考え、仕組みと人材の育成を、行政、関係機関、事業者、町会、NPOなど住民組織、認知症の当事者団体、家族会、障がい者団体など様々な機関が町ぐるみで協働していくことが重要だ。

### ＜まとめ・感想＞

この問題でも地域が協働していくことが求められている。団塊世代が高齢していく中で医療費、介護保険給付の削減も求められている。誰にでもある医療の受診する権利、介護給付を受ける権利がないがしろにされ、重症化に結びつかなければいいが、と考えてしまう。今後具体化されていくので、しっかり注視していかなければと思う。

## マイナンバー制度に関わる自治体の実務と課題

白石 孝

マイナンバー制度は付番、情報連携、本人確認、この3つが制度の基本的な仕組みとなっている。

＜基本的な目的＞ 番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を、同一の情報であるということの確認を行うための基盤である。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い「公平・公正の社会を実現するための社会基盤」である。

＜効果＞ ・より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平性が図られる。・大災害時における真に手を差しのべるべき者に対する積極的な支援に活用できる。・社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。等

＜実現すべき社会＞ ・より公平・公正な社会 ・社会保障がよりきめ細やかかつ的確に行われる社会 ・行政に過誤や無駄のない社会 ・国民にとって利便性の高い社会 ・国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

### 「マイナンバー制度の課題、問題点」

「国民の利便」のためにどのくらいの税金をかけようとしているのか。初期導入には2～4千億円、以降の運営経費が年間数百億円規模といわれている。ここには地方自治体の持ち出し経費や、全ての事業所の制度対応システム修正といった社会的インフラコストは含まれていない。果たしてこれほど膨大な費用を投入して、見合う利便性があると言えるのか。

- ・所得の公平な把握については、親と子どもの居住地が異なることで、扶養控除の過誤・不正申告などを是正できるというもの。しかし、現行の国税総合管理システムの改善などすれば、新たな番号制度でなくとも是正は可能ではないか。

- ・給付付税額控除が低所得者対策への特効薬と決めつけているようだが、共通番号制度がなければできないというわけではない。

- ・本来は市町村にサーバーを設置し、運営していくはずだったが、「共同化・集約化」が総務省から打ち出された。そこへの委託は強制ではないが、実質すべての市区町村が参加することになりそうだ。まさに自治ではなく中央集権の典型例になりそうだ。

- ・小規模自治体では職員一人で複数業務を担当しており、新たな業務が加わることで負担も増す。

- ・住民票コードを持っていない人は、番号制度から「排除」されてしまう。

- ・個人情報は本当に守られるのか、成りすましは防ぐことができるのか。などなど様々な課題がある。

### ＜まとめ・感想＞

様々な課題がありすぎる。国民が十分理解できぬうちに進められていることに、大きな危険性を感じる。個人情報保護などと言われている中でも、情報は漏れていて、犯罪などに使われている。個人のすべての情報がひとつに管理されることで漏れた場合どうなるか、非常に恐ろしいものを感じる。

大きな力で進められていくこの問題にどう対応していったらいいのか。

### 子ども・子育て支援新制度のチェックポイントと自治体の課題

藤井 伸生

「子ども・子育て関連法案」（子ども・子育て支援法創設、児童福祉法及び認定

こども園法「改正」)が2012年8月に成立した。

#### 「保育政策の今日的特徴」

- ① 保育所定員・保育所ヶ数は増加しているものの、待機児童が減らない。
- ② 男性(配偶者)の非正規化及び賃金低下と労働力不足の中で、女子労働の必要増加で保育の必要性は高まっている。
- ③ 保育や学童保育の増がある中、国及び自治体の責任と費用負担を後退させる保育政策が展開されている。そのしわ寄せは保護者、子ども、職員へ。

#### 「新制度の問題点と課題」

- ① 認定こども園化で児童福祉法24条1項の形骸化が図られようとしている。
- ② 待機児童の切り札としての家庭的保育事業等(格差の発生)。
- ③ 保育の必要性と必要量の認定。
- ④ 利用調整に関して、、直接契約施設・事業とも市町村に申し込む?
- ⑤ 保育料については上乗せ徴収や実費徴収の懸念。
- ⑥ 企業参入の拡大の危惧。
- ⑦ 公私連携型保育所・幼保連携型認定こども園の創設で民営化に拍車。  
等)。

#### <まとめ・感想>

保育が単に預りのサービスとなり、家庭的保育事業等においては保育士資格の緩和もあり、格差が生じる懸念がある。

営利目的の企業の参入も拡大していく可能性もある。

保育の必要性の事由では、「昼間労働することを常態としている」ということから「フルタイム、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応」としている。看護師などの職種もあるかと思うが、勤務体制を替わってもらうなどして、極力夜間労働は減らすべきではないか。

#### 国保都道府県単位化とあるべき国民健康保険制度

佐々木 滋

国保は国民健康保険法第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的と

する」と社会保障だと明確に規定されている。

国保は社会保障という意味は、「助け合いの制度」などではなく国が財政的責任を負い、お金のあるなしで差別されない制度だ。国と都道府県には国保の健全な運営責任、指導責任がある。

国保の都道府県単位化は実質的には2015年度から始まり、保険財政共同安定化事業の全医療費対象化で、全医療費が共同事業になる。これは保険給付部分がほぼ「都道府県化」されることを意味する。

国民皆保険制度であるためには、「払える保険料」であること、保険証1枚で「いつでもどこでも誰でも必要な医療が受けられること」だ。

国保改善の課題として具体的な運動課題は.....

- ・市町村に一定の財政権限（保険者機能）を持たせる取り組みを。
- ・国庫負担の増額をせめて1984年度の水準に。（医療費の45%）
- ・国保を変質させる「制度的仕組み」の導入に反対し、都道府県内で実施させないこと。
- ・新たな保険料減免制度の創設を。

#### <まとめ・感想>

住民のいのちと健康を守る大切な制度が、残念ながら場合によっては逆に命を削るようなものになっている現実だ。給付は必要に応じて、負担は能力に応じて、という憲法原則を国は守るべきだ。命の保険証を短期保険証、資格証明証としてはならない。国は国庫負担分を引き上げるべきではないか。

市町村も高すぎる国保税の引き下げに努力すべきだ。

政務活動実施状況

活動名	9月議会に向けての勉強会	
活動区分	①調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	議会に向けて勉強会を行なった	
活動の概要	日時	平成26年9月3日
	研修先・主催者等	安曇野市堀金公民館会議室
	報告内容・実施したこと。	9月議会に向けての勉強会
	まとめ(感想・市政に活かせること等)	平成25年度決算内容についてチェックし、議論した。

備考 政務活動等実施状況は活動ごとに作成し、領収書その他支出を証する書類を最後にまとめて添付すること。

政務活動実施状況

活動名	会派広報紙の発行	
活動区分	①調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	会派の活動を市民に広報するため	
活動の概要	日時	2014年7月、 2014年10月、 2015年1月
	研修先・主催者等	会派広報紙「日本共産党安曇野市議団ニュース」の発行
	報告内容・実施したこと。	<p>・会派広報紙を作成し、新聞折込、手渡し配布などを行ないました。</p> <p>なお、発行した広報紙を添付します。</p> <p>2015年1月発行のNO.25は会派活動とは関係ない記事が有りましたので按分し、80%を政務活動費分としました。</p> <p>(29700円×80% = 23760円)</p>
	まとめ（感想・市政に活かせること等）	

備考 政務活動等実施状況は活動ごとに作成し、領収書その他支出を証する書類を最後にまとめて添付すること。